

中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程

平成 15 年 10 月 1 日

平成 15 年度規程第 41 号

一部改正平成 16 年 10 月 1 日平成 16 年度規程第 37 号

一部改正平成 17 年 6 月 9 日平成 17 年度規程第 18 号

一部改正平成 19 年 8 月 6 日平成 19 年度規程第 20 号

一部改正平成 19 年 10 月 1 日平成 19 年度規程第 40 号

一部改正平成 21 年 4 月 1 日平成 21 年度規程第 2 号

（目的）

第 1 条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号。以下「機構法」という。）第 15 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第 3 条に基づく中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）（以下「補助金」という。）の交付の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 15 年経済産業省令第 120 号）、中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱（平成 21・03・10 資財第 19 号。以下「要綱」という。）並びに独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号）に定めるところによるほか、この規程による。

（交付の対象）

第 3 条 機構は、水力発電施設（揚水式のものを除く。以下同じ）の設置等（改造に当たっては、別表 1 に掲げる水力発電施設を構成する設備に応じて、水力発電施設の改造の内容に掲げるものをしようとする場合に限る。以下同じ）であって次の各号のいずれかに該当するもの又は水力発電施設の設置等に係る新技術の導入（出力千キロワットを超え 3 万キロワット以下の水力発電施設に限る。以下「新技術の導入」という。）を行う者（以下「補助事業者」という。）に対して、別表 2 に掲げる補助対象経費の範囲内で適当と認める費用（以下「補助対象経費」という。）に

ついて、予算の範囲内において、その費用の一部に充てるため、補助金を交付する。

- (1) 当該水力発電施設について増加する出力（以下「増加出力」という。）が千キロワットを超え3万キロワット以下のもの（改造を除く。）
- (2) 出力が千キロワットを超え3万キロワット以下の水力発電施設に係る改造のうち当該水力発電施設について増加出力が3万キロワット以下のもの、又は発電電力量のみを増加するもの

（補助金の額）

第4条 前条第1号又は第2号に規定する補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ年間で、補助対象経費の合計額に当該各号に掲げる率（別記の要件を満たしていると認められる場合は、当該各号に掲げる率にそれぞれ10分の1を加えた率）を乗じて得た額とする。

- (1) 増加出力（前条第2号に規定するものにあつては出力。次号において同じ）が5千キロワット以下のものについては10分の2を限度とする。
- (2) 増加出力が5千キロワットを超えて3万キロワット以下のものについては10分の1を限度とする。

2 前条に規定する新技術の導入についての補助金の額は、年間で、補助対象経費の合計額の2分の1を限度とする。

（交付の申請）

第5条 機構は、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による補助金交付申請書その他機構が指示する書類を添付して、機構が指示する期日までに提出させるものとする。

2 機構は、申請者が前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請させるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 機構は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつた場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

- 2 機構は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 4 機構は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
- 5 機構は、補助金の交付が適当でないことを認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第3による遅延等報告書を機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- (3) 補助事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- (5) 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。
- (6) 補助事業者は、機構が第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、機構が第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第13条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、機構が第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、第16条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期

日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

- (9) 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、第19条第4項及び第20条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、補助事業の実施期間中においては、見やすい場所に補助事業を実施している旨を記載した標識を掲示すべきこと。
- (13) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、機構に報告すべきこと。
- (14) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。
- (15) 補助事業者は、補助に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければならない。
  - (イ) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
  - (ロ) 前号の者が実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第4による交付申請取下げ届出書を機構に提出しなければならない。

（計画変更の承認等）

第9条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分（水力発電施設の設置等事業費と水力発電施設の設置等に係る新技術の導入事業費）ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただ

し、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(イ) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(ロ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。

2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者へ通知するものとする。

3 機構は、前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について機構の要求があったときは、速やかに様式第6による状況報告書を提出しなければならない。

(実績の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する機構の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書を機構へ提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が機構の会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の3月末日までに、様式第8による補助事業年度末実績報告書を機構へ提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助事業の承継)

第12条 機構は、補助事業者について、補助事業の全部の譲り渡しがあり又は相続若しくは合併により、事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が、当該補助事業の有している地位を継続し

て実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 機構は、第11条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に速やかに通知する。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

3 機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求する。

4 機構は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者に通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 加算金及び延滞金に関する事項

(3) 納期日

5 機構は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10により報告させるものとする。

6 機構は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

第14条 機構は、第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による精算(概算)払請求書を機構に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税額及び

地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに機構に提出しなければならない。

- 2 機構は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する。
- 3 第13条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

(交付決定の取消し等)

第16条 機構は、第9条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく機構の処分又は指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業等に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

- 2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 機構は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
- 4 機構は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 機構は、前項の返還を請求したときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 第13条第6項の規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第13条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第13」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第17条 機構は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達する

まで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第18条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第19条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について様式第14による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条第1項に定める実績報告書に様式第14による取得財産等管理台帳（取得財産等管理明細表）を添付しなければならない。
- 4 機構は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることがある。

(取得財産等の処分の制限等)

第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第15による補助事業財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

- 5 前項の納付については、第13条第6項の規定を準用する。
- 6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第4項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第21条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助金調書)

第22条 地方公共団体が補助事業者の場合には、当該地方公共団体は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第16による調書を作成しなければならない。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日平成16年度規程第37号）

この規程は、平成16年10月1日から施行する。ただし、別記に掲げる規定は16年度事業から適用する。

附 則（平成17年6月9日平成17年度規程第18号）

この規程は、平成17年6月9日から施行する。

附 則（平成19年8月6日平成19年度規程第20号）

この規程は、平成19年8月6日から施行する。

附 則（平成19年10月1日平成19年度規程第40号）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日平成21年度規程第2号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(別記)

第3条、第4条関係

中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）に係る水車又は発電機の改造補助のための要件

中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程（以下「規程」という。）第3条第1項により規定された別表1に掲げられた水車又は発電機に対する改造補助の事務は、以下により実施するものとする。

1. 水車又は発電機の改造において、出力増加割合（増出力を元の出力で除した増加割合。以下同じ。）20%以上の変更を伴う大規模改造の場合は、設置の場合と同様の補助を行うものとする。
2. 施設の所有者又は管理者その他の者の責に帰することができない事由で損壊し、その復旧に伴って出力が増加する改造の場合で、かつ100kW以上の増出力がある場合も補助対象とし、補助率は、出力増加割合及び第4条に規定する増加出力（増加後の出力）の区分に応じ以下のように定める。
  - (1) 5千キロワット以下のもの  
出力増加割合を限度とする。
  - (2) 5千キロワットを超えて3万キロワット以下のもの  
出力増加割合の2分の1を限度とする。

ここで、「施設の所有者又は管理者その他の者の責に帰することができない事由で損壊」とは、天災事由による損壊であり、以下に分類されるものを除くものとする。

製作不完全、施工不完全、保守不完全、自然劣化、作業者の過失、公衆の故意・過失、樹木接触、鳥獣接触、自社又は他者の事故波及

中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）に係る補助率10分の1を加えた率の特例措置適用のための要件

中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程（以下「規程」という。）第4条第1項の規定に基づく補助率10分の1を加えた率の特例措置適用（以下「特例措置」という。）の事務は、以下の要件により実施するものとする。

## 1 適用の対象

中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）（以下「補助金」という。）の交付を受けたものでない水力発電施設の設置又は改造（以下「設置等」という。）であること。

ただし、電源開発促進法（昭和27年法律283号）第3条第1項の規定に基づく電源開発基本計画（以下「基本計画」という。）への組入れを要する水力発電施設の設置等であって、昭和56年度以前において既に基本計画に組み入れられているもの及び基本計画への組入れを要しない水力発電施設の設置等であって、昭和56年度以前に既に着工されているものを除く。

## 2 適用の要件

規程第4条第1項の規定に基づく特例措置の適用の要件は、「水力発電施設の設置等事業」のうち経済性が著しく低い等の地点について、以下に示す「（1）経済性の評価要件」に該当するものであって、かつ、「（2）妥当性の評価要件」の①又は②のいずれかに該当するものとする。

### （1）経済性の評価要件

当該設置等の行われる水力発電施設の建設単価（総建設費（円）／年間可能発電電力量（kWh））が電気事業法（昭和39年法律第170号）第29条第1項の規定に基づき提出される至近年度の供給計画に掲げる新規地点のうち一般電気事業者による一般水力開発地点の代表的建設単価に1.2を乗じて得た金額（以下「評価要件建設単価」という。）を超えること。

### （2）妥当性の評価要件

① 当該水力発電施設の設置等の行われる地点が遊休落差活用地点、総合開発計画地点又は再開発地点に該当し、かつ、当該設置等が水資源の有効活用に資するものであること。

② 地元から強い開発要請がある等当該水力発電施設の設置等に係る計画の熟度が高いものであること。

### 3 その他

特例措置を適用して決定された年度において、特例措置を適用して補助金の交付決定を受けた水力発電施設の設置等に係る補助金の交付に当たっては、次年度以降においても特例措置を適用して行うものとする。

別表 1

水力発電施設を構成する設備	水力発電施設の改造の内容
1 ダム	1 設置 2 改造であって、貯水池又は調整池の有効容量の変更を伴うもの
2 取水設備	1 設置 2 改造であって、通水容量の変更を伴うもの
3 導水路、水圧管路 又は放水路	1 設置及び延長 2 改造であって、通水容量の変更を伴うもの
4 水車	1 設置 2 改造であって、20パーセント以上の出力の変更を伴うもの 又は施設の所有者若しくは管理者その他の者の責に帰すことができない事由による損壊の復旧に伴う改造であって、100キロワット以上の出力の変更を伴うもの
5 発電機	1 設置 2 改造であって、20パーセント以上の出力の変更を伴うもの 又は施設の所有者若しくは管理者その他の者の責に帰すことができない事由による損壊の復旧に伴う改造であって、100キロワット以上の出力の変更を伴うもの
6 貯水池又は調整池	1 設置 2 改造であって、有効容量の変更を伴うもの
7 その他の設備であって 機構が特に必要と認めるもの	設置又は改造であって、機構が特に必要と認めるもの

## 別表 2

## 中小水力発電開発費補助金

## 補助対象経費

区 分	費 目	内 容
水力発電施設の設置等事業費	土地	発電所、水路、貯水池又は調整池、その他
	建物	発電所、その他
	水路	えん堤、取水口、導水路、沈砂池、水槽、水圧管路、放水路、雑工事
	貯水池	えん堤、雑工事
	調整池	えん堤、雑工事
	機械装置	水車、発電機、主要変圧器、配電盤開閉装置、自動制御装置、屋外鉄構諸機械装置、基礎
	諸装置	通信電燈電力装置、雑装置等
	送変電設備	土地、建物、架空電線路、地中電線路、保安開閉装置、保安通信装置、機械装置、諸装置、備品、無形固定資産 但し、送配電系統への連系に必要なものに限る。
	備品	耐用年数1年以上で、かつ取得価格が1万円以上の物品
	無形固定資産	ダム使用権、水利権等
	共有設備	共同事業費負担金
総係費	仮設備、工事用電力費、測量及び調査費、仮設備費、補償費、建設中利子、建設分担関連費、雑係費	
水力発電施設の設置等に係る 新技術の導入事業費	水路	えん堤、取水口、導水路、沈砂池、水槽、水圧管路、放水路、雑工事
	機械装置	水車、発電機、主要変圧器、配電盤開閉装置、自動制御装置、屋外鉄構諸機械装置、基礎
	諸装置	通信電燈電力装置、雑装置等
	備品	耐用年数1年以上で、 かつ取得価格が1万円以上の物品
	総係費	仮設備、工事用電力費、測量及び調査費、仮設備費、補償費、建設中利子、建設分担関連費、雑係費
	導入試験に係わる費用	導入試験に係わる費用

様式第 1

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付申請書

中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の実施計画
4. 補助金交付申請額
  - (1) 補助事業に要する経費
  - (2) 補助対象経費
  - (3) 補助金交付申請額
5. 補助事業に要する経費の区分ごとの配分（別紙 1）
6. 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額（別紙 2）

7. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 開始予定年月日

(2) 完了予定年月日

(注) 1. この申請書には、以下の書面を添付のこと。

(1) 申請者の経理の状況及び補助事業に係る資金計画を記載した書面

(2) 実施計画書その他機構が要求する書面

2. 補助金に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \frac{\text{消費税及び地方消費税}}{\text{に係る仕入控除税額}} = \text{補助金交付申請額}$$

3. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費の額	補助率	補助金の 交付申請額
合 計				

(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

補助事業に要する経費の 区分	補助事業に要する経費				
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計
合 計					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

様式第2

番 号  
年 月 日

申請者 名 称  
代表者等名 あて

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった経済産業省からの  
中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱  
開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金については、中小水力・地熱発電  
開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程第6条第1項の規定に基づき下記の  
とおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け第  
号をもって申請があった平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発  
電開発事業）交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとします。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとします。た  
だし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費  
又は補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

補助対象経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額は、次の  
とおりとします。

(その区分)

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助金の額
合 計			

3. 補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とします。

4. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければなりません。

(1) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第3による遅延等報告書を機構に提出し、その指示を受けるべきこと。

(3) 補助事業者は、交付規程第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

(4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。

(5) 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。

(6) 補助事業者は、機構が交付規程第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。

(7) 補助事業者は、機構が交付規程第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第13条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(8) 補助事業者は、機構が交付規程第16条第4項の規定による補助金の全部又は一

部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第 16 条第 5 項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第 16 条第 6 項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

- (9) 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、交付規程第 19 条第 4 項及び第 20 条第 3 項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、補助事業の実施期間中においては、見やすい場所に補助事業を実施している旨を記載した標識を掲示すべきこと。
- (13) 補助事業者は、交付規程第 8 条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に報告すべきこと。
- (14) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。
- (15) 補助事業者は、補助に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければならない。
  - 1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
  - 2) 前号の者が実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

様式第3

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の遅延等の状況について、中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程第7条第2号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 遅延等の原因及び内容
2. 遅延等に係る金額 金 円
3. 遅延等に対して採った措置
4. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
5. 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

様式第4

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の交付申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
  - (1) 補助対象経費
  - (2) 補助金の額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

様式第5

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業を下記のとおり変更したいので、中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程第9条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 計画変更の内容
3. 計画変更の理由
4. 計画変更が補助事業に及ぼす影響
5. 計画変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）  
（別紙）
6. 同上の算出基礎

（注）1. 中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

(別紙)

変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象 経費の 区分	補助事業に 要する経費			補助対象 経費の額			補助 率	補助金の額		
	配分 済額	変更 額	改配 分額	配分 済額	変更 額	改配 分額		配分 済額	変更 額	改配 分額
合 計										

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第6

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の実施状況について、中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の遂行状況
3. 補助事業に要する経費の使用状況（別紙）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

(別紙)

補助事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

補助事業に要する 経費の区分	補助事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合 計			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第7

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所

申請者 名 称

代表者等名

印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業が完了しましたので、中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の内容
- (2) 重点的に実施した事項
- (3) 補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日

- (1) 受 領 額
- (2) 内 訳
  - ① 第 回概算払額
  - ② 第 回概算払額

4. 補助事業の収支決算

- (1) 収入・支出の総額
- (2) 収支明細表（別紙）

- (注) 1. 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第19条第3項の規定に基づき、様式第14による取得財産等管理台帳（取得財産等管理明細表）を添付することとする。
2. 補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金の額
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

(別紙)

収 支 明 細 表

(単位：円)

交付決定額 及び 決算額  補助対象 経費の区分	交 付 決 定 額					
	交 付 決 定 額		流 用 増 減 額		流 用 後 交 付 決 定 額	
	補 助 対 象 経 費 の 額	補 助 金 の 額	補 助 対 象 経 費 の 額	補 助 金 の 額	補 助 対 象 経 費 の 額	補 助 金 の 額
合 計						

(単位：円)

補 助 対 象 経 費 の 区 分	決 算 額						備 考
	収 入	支 出				差 引	
	補 助 金 の 収 入 額	補 助 対 象 経 費 の 実 績 額	補 助 対 象 経 費 の 限 度 額	補 助 率	補 助 金 の 額	補 助 金 未 収 金 又 は 返 納 額	
合 計							

様式第8

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）年度末実績  
報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省  
からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業  
及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業につい  
て、中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程第11条第  
2項の規定に基づき、平成 年度年度末実績を下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
  - (1) 補助事業の内容
  - (2) 補助事業の効果
2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
3. 補助金受領額及び受領年月日
  - (1) 受 領 額
  - (2) 内 訳
    - ① 第 回概算払額
    - ② 第 回概算払額
4. 補助事業の収支予算  
別紙収支明細表のとおり

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電  
開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発  
電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を中小水力発電施設の設置等  
をしようとする方に交付するものです。

(別紙)

収 支 明 細 表

(単位：円)

交付決定額及び決算額 補助対象経費の区分	交 付 決 定 額						交付決定額のうち翌年度への繰越額	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額		補助対象経費の額	補助金の額
	補助対象経費の額	補助金の額	補助対象経費の額	補助金の額	補助対象経費の額	補助金の額		
合 計								

(単位：円)

補助対象経費の区分	繰越額差引後		決 算 額						備考
	補助対象経費の額	補助金の額	収 入	支 出				差 引	
			補助金の収入額	補助対象経費の実績額	補助対象経費の限度額	補助率	補助金の額	補助金未収金又は返納額	
合 計									

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第9

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）承継承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付を決定した補助事業者名
2. 補助事業の名称
3. 補助事業の内容
4. 承継理由
5. 補助金交付決定通知の通知の日付及び番号
6. 交付決定通知書に掲げられた補助金の額
7. 既に交付を受けている補助金の額

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

様式第10

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）返還報告書（確定に係るもの）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金の額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程第13条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている補助金の額
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金
  - (2) 延滞金
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
  - (1) 返還金
  - (2) 延滞金

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

様式第 1 1

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所

申請者 名 称

代表者等名

印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）精算（概算）払  
請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省  
からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業  
及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金の精算（第 回概算）  
払を受けたいので、中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付  
規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額 金 円
2. 請求金額の算出内訳（別紙）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電  
開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発  
電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を中小水力発電施設の設置等  
をしようとする方に交付するものです。



(別紙)

請求金額の算出内訳(概算払)

(単位:円)

補助対象 経費の区分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日～ 年月日)	支出見込額 (年月日～ 年月日)		配分済額	前回まで の受領額	今回 請求額
合 計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第 1 2

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）に  
係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中  
小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱  
開発促進調査事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金について、中小水力・地熱発電  
開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程第 15 条第 1 項の規定に基づき、下  
記のとおり報告します。

#### 記

1. 補助金額（交付規程第 13 条第 1 項による額の確定額）
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額
4. 補助金返還相当額（3. - 2.）  
（注）1. 別紙として積算の内訳を添付すること。

2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電  
開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発  
電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を中小水力発電施設の設置等  
をしようとする方に交付するものです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所

申請者 名 称

代表者等名

印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）返還報告書  
（取消しに係るもの）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省  
からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業  
及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業につい  
て、中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程第 16 条第  
6 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 既に交付を受けている補助金の額
3. 返還を請求された金額及び年月日
4. 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金
  - (2) 加算金
  - (3) 延滞金
5. 加算金及び延滞金の算出根拠
6. 未返還金額
  - (1) 返還金
  - (2) 加算金
  - (3) 延滞金

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電  
開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発  
電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を中小水力発電施設の設置等  
をしようとする方に交付するものです。

様式第 1 4

取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）

[平成 年度]

(単位：円)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	補助 率	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 20 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(1)土地、(2)建物、(3)水路、(4)貯水池、(5)調整池、(6)機械装置、(7)諸装置 (8) 送変電設備、(9)備品、(10)無形固定資産、(11)共有設備、(12)その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

様式第 15

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所

申請者 名 称

代表者等名

印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって確定通知のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程第 20 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日

（処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等。））

2. 処分理由

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

様式第16

中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）調書  
 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

地方公共団体名  
 （単位：円）

国			地方公共団体										備考	
歳出予算 科目	交付決定 の額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算規模	収入済額	科目	予算規模	うち国庫補 助金相当額	支出済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越金	うち国庫補 助金相当額		

（記載事項）

1. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで）を記載すること。なお、経済産業大臣が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する費用の配分の変更について、経済産業大臣の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することについて承認を要するものとして配分された費用に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については、一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。

2. 地方公共団体の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては、前記1. ただし書により国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する費用の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する費用の配分が目の内訳に係るときは、当該費用の配分の目を内訳として記載すること。
3. 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
5. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」は「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって附記すること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。